

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：松野町長、松野町議会議長、松野町選挙管理委員会
松野町農業委員会、松野町教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.5%
全職員	74.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	97.6%
本庁係長相当職	103.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.4%
31～35年	91.3%
26～30年	88.7%
21～25年	94.6%
16～20年	— %
11～15年	129.8%
6～10年	98.4%
1～5年	100.0%

【説明欄】

- 医療職給料表の適用を受ける職員（医師）については、給与水準が高く、また、当該職員が一方の性別のみのため、集計の対象外としている。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員について、報酬形態が日給又は時給で、勤務日数が一定でない者は集計の対象外としている。
- 職員を数える単位として、常勤職員の所定勤務時間を1人として職員数を換算し算出している。
- 男女両方又はどちらかに該当者が存在しない場合、又は一方の職員が1名の場合は、「—」と記載している。
- 扶養手当について、主たる生計維持者である男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は73.3%である。
- 性別ごとの「任期の定めのない常勤職員」の割合は、男性が77.2%、女性が39.5%である。「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は女性の比率が高くなっている、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。